

山口県環境影響評価条例施行規則（原文縦書）

〔平成11年2月9日〕
〔山口県規則第3号〕

最終改正：平成31年4月26日

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 方法書の作成前の手続
 - 第1節 配慮書（第3条の2―第3条の11）
 - 第2節 第二種事業に係る判定（第4条・第5条）
- 第3章 方法書（第5条の2―第11条）
- 第4章 準備書（第11条の2―第28条）
- 第5章 評価書（第29条―第32条の2）
- 第6章 対象事業の内容の修正等（第33条―第35条）
- 第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第36条―第44条）
- 第8章 環境影響評価その他の手続の特例（第45条―第49条）
- 第9章 法対象事業等に係る手続（第50条）
- 第10章 弁明の機会の付与（第51条）
- 第11章 雑則（第52条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、山口県環境影響評価条例（平成10年山口県条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（第一種事業）

第2条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第一の第3欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が、同表の1の項から9の項まで（6の項のホ及びヘを除く。）、11の項から14の項まで又は16の項の第3欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の10の項の第3欄に掲げる要件に該当するもの及び同項の第4欄に掲げる要件に該当することを理由として条例第5条第3項第1号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは対象公有水面埋立て等である部分を、同表の7の項の第3欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、工場又は事業場の用に供する一団の土地の造成（同表の14の項の第3欄に掲げる要件に該当するもの及び同項の第4欄に掲げる要件に該当することを理由として同号の措置がとられたものに限る。以下「対象工業団地造成」という。）を伴うものであるときは対象工業団地造成である部分を除くものとする。

（第二種事業）

第3条 条例第2条第3項の規則で定める事業は、別表第一の第4欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の1の項から5の項まで、9の項、11の項から14の項まで又は16の項の第4欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

第2章 方法書の作成前の手続

第1節 配慮書

(条例第4条の2第1項の規則で定める事項)

第3条の2 条例第4条の2第1項の規則で定める事項は、第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する事項とする。

(位置等に関する複数案の設定)

第3条の3 第一種事業等を実施しようとする者は、条例第4条の2第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うに当たっては、第一種事業等を実施する区域の位置、第一種事業等の規模又は第一種事業等に係る施設等の構造若しくは配置に関する複数の案を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

(配慮書の記載事項)

第3条の4 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要とする。

(配慮書の公表場所)

第3条の5 条例第4条の4の規定により配慮書及びこれを要約した書類を公表する場所は、同条に規定する地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 配慮書事業者の事務所

二 県の保健所

三 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町の庁舎その他の施設

四 前三号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設

(配慮書の公表の方法)

第3条の6 条例第4条の4の規定による公表は、前条の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載

二 県のウェブサイトへの掲載

三 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町のウェブサイトへの掲載

(配慮書の公表期間)

第3条の7 条例第4条の4の規定による公表は、配慮書及びこれを要約した書類の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

第3条の8 条例第4条の5第1項の規則で定める期間は、60日とする。

(配慮書についての意見の聴取)

第3条の9 配慮書事業者は、条例第4条の6の規定により意見を求める場合は、配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、公告の日の翌日から起算して30日以上を期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種事業等の名称、種類及び規模

三 事業実施想定区域

四 配慮書の案又は配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

六 次条第1項の意見書の提出期限、提出先その他当該意見書の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 山口県報への掲載

二 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町の公報又は広報紙への掲載

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3 第1項の規定による縦覧については第3条の5の規定を、同項の規定による公表については第3条の6の規定を準用する。

4 配慮書事業者は、意見を求めない場合は、その理由を明らかにするものとする。

(配慮書についての意見書の記載事項)

第3条の10 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第1項の配慮書事業者が定める期間内に、配慮書事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 配慮書の案又は配慮書の名称

三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(第一種事業等の廃止等の場合の公表)

第3条の11 第3条の9第2項の規定は、条例第4条の7第1項の規定による公表について準用する。

2 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うも

のとする。

- 一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業等の名称、種類及び規模
- 三 条例第4条の7第1項各号のいずれに該当するかの区分
- 四 条例第4条の7第1項第3号に該当することを理由とする公表にあつては、引継ぎにより新たに配慮書事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第2節 第二種事業に係る判定

（第二種事業の実施の届出に係る添付書類）

第4条 条例第5条第1項の書面には、第二種事業が実施されるべき区域を明らかにした位置図を添えなければならない。

（第二種事業の判定の基準）

第5条 知事は、条例第5条第3項に規定する判定を行う場合において、第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

- 一 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いものであること。
- 二 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - イ 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
 - ロ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
 - ハ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は次に掲げる重要な環境要素が存在する地域
 - (1) 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であつて人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である弱い自然環境
 - (2) 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であつて、減少又は劣化しつつあるもの
 - (3) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防

止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
(4) 都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

ニ イからハまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

三 第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第5条の2第1項の指定地域

ロ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する瀬戸内海

ハ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域

ニ 山口県自然環境保全条例（昭和49年山口県条例第4号）第15条第1項に規定する緑地環境保全地域の区域

ホ 山口県自然海浜保全地区条例（昭和56年山口県条例第23号）第2条第1項に規定する自然海浜保全地区の区域

ヘ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区の区域

ト 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する名勝（庭園、公園、橋りょう及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）

チ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第21項に規定する風致地区の区域

リ イからチまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

四 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準であつて、大気の汚染（二酸化窒素、二酸化硫黄又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。）、水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐りんに関するものに限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域

ロ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の限度を超えている地域

ハ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項の限度を超えている地域

ニ イからハまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

- 2 第二種事業が前項各号に掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第二種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第二種事業及び当該同種の事業が総体として、別表第一の第三欄に掲げる要件に該当する第一種事業に相当する規模を有するものとなるとき又は同項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、当該第二種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

第3章 方法書

（方法書の記載事項）

第5条の2 条例第6条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要
- 二 前号の意見についての配慮書事業者の見解
- 三 条例第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

（環境影響を受ける範囲であると認められる地域）

第6条 条例第7条の地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（方法書についての公告の方法）

第7条 条例第8条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 山口県報への掲載
- 二 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町の公報又は広報紙への掲載
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

（方法書の縦覧場所）

第8条 条例第8条の規定により方法書及び要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の保健所

- 三 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町の庁舎その他の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書について公告する事項)

第9条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 条例第7条の地域の範囲
- 五 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第9条第1項の意見書の提出期限、提出先その他当該意見書の提出に必要な事項

(方法書の公表の方法)

第9条の2 条例第8条の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
- 二 県のウェブサイトへの掲載
- 三 関係市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町のウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催の日時及び場所)

第9条の3 条例第8条の2第1項の方法書説明会は、できる限り参加する者の参集の便を考慮してその開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第7条の地域に二以上の市町の区域が含まれていることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、当該方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第9条の4 第7条の規定は、条例第8条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第8条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 条例第7条の地域の範囲
- 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第9条の5 条例第8条の2第4項の規則で定める事由は、次に掲げる事由とす

る。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。

(方法書についての意見書の記載事項)

第10条 条例第9条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 方法書の名称
 - 三 方法書についての環境の保全の見地からの意見
- 2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(方法書についての知事の意見の提出期間)

第11条 条例第11条第1項の規則で定める期間は、90日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第4章 準備書

(準備書の記載事項)

第11条の2 第5条の2の規定は、条例第14条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。

(関係地域)

第12条 条例第15条の関係地域は、第6条に規定する地域とする。

(準備書についての公告の方法)

第13条 第7条の規定は、条例第16条の規定による公告について準用する。

(準備書の縦覧場所)

第14条 第8条の規定は、条例第16条の規定による縦覧について準用する。

(準備書について公告する事項)

第15条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 関係地域の範囲

五 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

六 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七 条例第18条第1項の意見書の提出期限、提出先その他当該意見書の提出に必要な事項

(準備書の公表の方法)

第16条 第9条の2の規定は、条例第16条の規定による公表について準用する。

(準備書説明会の開催の日時及び場所)

第17条 第9条の3の規定は、条例第17条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第9条の3中「条例第7条の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の公告)

第18条 第7条及び第9条の4第2項の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第9条の4第2項第4号中「条例第7条の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第19条 第9条の5の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第4項の規則で定める事由について準用する。

(準備書についての意見書の記載事項)

第20条 第10条の規定は、条例第18条第1項の意見書について準用する。

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第21条 条例第20条第1項の規則で定める期間は、120日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第11条第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

(公聴会の開催の公告)

第22条 知事は、条例第20条第4項の規定により公聴会を開催しようとするときは、公聴会の日の30日前までに次に掲げる事項を山口県報により公告するものとする。

一 公聴会の開催を予定する日時及び場所

二 第15条第1号から第3号までに掲げる事項

三 次条に規定する公述の申出に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項

(公述の申出)

第23条 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の日の15日前までに次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

一 公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称

三 公聴会において述べようとする意見の要旨

（公述人の選定等）

第24条 知事は、前条の規定による申出をした者（以下「公述申出人」という。）のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定するものとする。

2 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）を制限することができる。

3 知事は、第1項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を制限したときは、当該公述申出人又は当該公述人に対し、その旨を通知するものとする。

（公聴会の主宰）

第25条 公聴会は、知事又はその指名する職員が主宰する。

（公述人の発言）

第26条 公述人の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述人が第24条第2項の規定による制限に違反したとき若しくは前項の規定に違反したとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、主宰者は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（公聴会の秩序維持）

第27条 主宰者は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

（公聴会の調書の作成）

第28条 主宰者は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第5章 評価書

（条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等）

第29条 条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第二の第2欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の第四欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について条例第七条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第21条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げる修正とする。

一 前項に規定する修正

二 別表第二の第2欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に

掲げる事業の諸元の修正以外の修正

- 三 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれていないもの

(評価書についての公告の方法)

第30条 第7条の規定は、条例第23条の規定による公告について準用する。

(評価書の縦覧場所)

第31条 第8条の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。

(評価書について公告する事項)

第32条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第15条第1号から第4号までに掲げる事項
- 二 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の公表の方法)

第32条の2 第9条の2の規定は、条例第23条の規定による公表について準用する。

第6章 対象事業の内容の修正等

(条例第24条の規則で定める軽微な修正等)

第33条 第29条の規定は、条例第24条の規則で定める軽微な修正及び同条の規則で定める修正について準用する。

(判定により手続から離れる場合の公告)

第34条 第7条の規定は、条例第25条第3項の規定による公告について準用する。

2 条例第25条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 条例第25条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 条例第25条第2項において準用する条例第5条第3項第2号の措置がとられた事業の名称、種類及び規模
- 三 条例第25条第2項において準用する条例第5条第3項第2号の措置がとられた旨

(対象事業の廃止等の場合の公告)

第35条 第7条の規定は、条例第26条第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第26条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 第15条第1号及び第2号に掲げる事項
- 二 条例第26条第1項各号のいずれに該当するかの区分
- 三 条例第26条第1項第3号に該当することを理由とする公告にあっては、引

継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

（条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更等）

第36条 条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更は、別表第三の第2欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第4欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第27条第2項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一 前項に規定する変更

二 別表第三の第2欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれていないもの

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

第37条 第7条の規定は、条例第27条第4項の規定による公告について準用する。

2 条例第27条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

四 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第38条 第7条の規定は、条例第28条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第28条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項

二 条例第28条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及びその手続

(対象事業着手後の引継ぎの場合の公告)

第39条 第7条の規定は、条例第31条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第31条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

四 引継ぎにより新たに事業者等となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(措置状況報告書の送付期限)

第40条 条例第32条第1項の規定による送付の期限は、対象事業の内容を勘案して知事が定める。

2 知事は、前項の規定により期限を定めたときは、事業者等に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(措置状況報告書についての公告の方法)

第41条 第7条の規定は、条例第32条第2項の規定による公告について準用する。

(措置状況報告書の縦覧場所)

第42条 第8条の規定は、条例第32条第2項の規定による縦覧について準用する。

(措置状況報告書について公告する事項)

第43条 条例第32条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業が実施され、又は実施されようとする区域

四 措置状況報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(身分証明書の様式)

第44条 条例第33条第2項の身分を示す証明書は、別記様式による。

第8章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画に定められる対象事業等に係る手続)

第45条 条例第34条の2第1項、条例第35条第1項又は条例第36条第1項の規定により都市計画決定権者が手続を行う場合における第3条の2から前条まで（第3条の11第2項第4号及び第35条第2項第3号を除く。）及び第51条の規定の適用については、第3条の5第1号及び第4号並びに第3条の6第1号中「配慮書事業者」とあるのは「配慮書都市計画決定権者」と、第3条の9第1項第1号及び第3条の11第2項第1号中「配慮書事業者の氏名及び住所（法人

にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「配慮書都市計画決定権者の名称」と、第5条の2第2号中「配慮書事業者」とあるのは「配慮書都市計画決定権者」と、第8条第1号及び第4号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第9条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、第9条の2第1号及び第9条の3中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第9条の4第2項第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、第9条の5第2号及び第11条第2項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第15条第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、第34条第2項第1号中「氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、第42条中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第8条第1号及び第4号中「都市計画決定権者」とあるのは、「事業者等」と読み替えるものとする」とする。

（対象港湾計画の要件）

第46条 条例第42条第1項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 港湾計画の決定であって、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（以下「埋立て等区域」という。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるもの
- 二 決定後の港湾計画の変更であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるもの

（対象港湾計画に係る軽微な修正等）

第47条 条例第42条第2項において準用する条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、前条第1号又は第2号に規定する区域の位置の修正であって、当該修正によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の30パーセント未満であるもの（当該修正後の対象港湾計画について条例第42条第2項において準用する条例第15条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第42条第2項において準用する条例第21条第1項第1号の規則で定める

修正は、次に掲げる修正とする。

一 前項に規定する修正

二 前条第1号又は第2号に規定する区域の位置の修正以外の修正

三 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象港湾計画について条例第42条第2項において準用する条例第15条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれていないもの

3 前2項の規定は、条例第42条第2項において準用する条例第24条の規則で定める軽微な修正及び条例第42条第2項において準用する条例第24条の規則で定める修正について準用する。

(対象港湾計画に係る軽微な変更等)

第48条 条例第42条第2項において準用する条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更は、第46条第1号又は第2号に規定する区域の位置の変更であつて、当該変更によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の30パーセント未満であるもの（当該変更後の対象港湾計画について条例第42条第2項において準用する条例第15条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該変更前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第42条第2項において準用する条例第27条第2項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一 前項に規定する変更

二 第46条第1号又は第2号に規定する区域の位置の変更以外の変更

(対象港湾計画に係るその他の手続)

第49条 第12条から第28条まで、第30条から第32条の2まで、第35条第1項及び第2項（第3号を除く。）並びに第40条から第43条までの規定は、条例第42条第1項の規定による手続について準用する。この場合において、第15条第1号中「氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる第46条第1号の埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、第43条第1号中「氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められた第46条第1号の埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と読み替えるものとする。

(対象港湾計画に係るその他の手続)

第49条 第12条から第28条まで、第30条から第32条まで、第35条第1項及び第2項(第3号を除く。)並びに第40条から第43条までの規定は、条例第42条第1項の規定による手続について準用する。この場合において、第15条第1号中「氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる第46条第1号の埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積」と、第43条第1号中「氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められた第46条第1号の埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積」と読み替えるものとする。

第9章 法対象事業等に係る手続

第50条 第22条から第28条までの規定は、条例第43条第6項の公聴会について準用する。

- 2 第39条から第44条までの規定は、実施に着手した法対象事業について準用する。
- 3 第40条から第43条までの規定は、法対象港湾計画について準用する。この場合において、第43条第1号中「氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「法対象港湾計画の名称及び法対象港湾計画に定められた第46条第1号の埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積」と読み替えるものとする。

第10章 弁明の機会の付与

第51条 条例第45条第5項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例(平成7年山口県条例第1号)第3章第3節の規定の例による。

第11章 雑則

(条例第50条第1項の規則で定める軽微な変更等)

第52条 第36条の規定は、条例第50条第1項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第36条第1項並びに第2項第2号及び第3号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべ

き区域」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(条例附則第4項の規則で定める軽微な変更等)
- 2 第36条の規定は、条例附則第4項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。
(条例附則第5項の規則で定める条件)
- 3 条例附則第5項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。

附 則 (平成11年規則第60号)

この規則は、平成11年6月12日から施行する。

附 則 (平成15年規則第16号)

この規則は、平成15年4月16日から施行する。ただし、第5条第1項第3号チの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第28号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年規則第24号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第10号)

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

附 則 (平成31年規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年6月1日から施行する。ただし、別表第一の14の項及び16の項の第4欄の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に太陽光発電所の設置又は変更の事業で次の各号のいずれかに該当するものについては、改正後の山口県環境影響評価条例施行規則の規定は、適用しない。
 - 一 電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項の規定による届出を行っている事業(次号に掲げる事業を除く。)
 - 二 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは第5条第1項又は宅地造成等規制法(昭

和36年法律第191号) 第8条第1項本文の許可のうち、当該事業の実施に当たり必要な許可を受けている事業又はその申請を行っている事業

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第2条、第3条関係）

項	区 分	第一種事業の要件	第二種事業の要件
1	道路の新設 又は改築の 事業	イ 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項の高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）の新設の事業	
		ロ 高速自動車国道の改築の事業であつて、車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第6号の登坂車線、同条第7号の屈折車線及び同条第8号の変速車線を除く。以下同じ。）の数の増加を伴うもの（車線の数の増加に係る部分の長さが1キロメートル以上であるものに限る。）	
		ハ 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（高速自動車国道を除く。以下「一般国道等」という。）の新設の事業（車線の数が四以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）	一般国道等の新設の事業（車線の数が四以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上10キロメートル未満である道路を設けるものに限る。）
		ニ 一般国道等の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が10キロメートル以上であるものに限る。）	一般国道等の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が5キロメートル以上10キロメートル未満であるものに限る。）
		ホ 林道の開設の事業（幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが20キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）	林道の開設の事業（幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上20キロメートル未満である林道を設けるものに限る。）
2	ダム、堰又は放水路の新築又は改	イ 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位が	貯水面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるダムの新築の事業

	築の事業	ないダムにあつては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が100ヘクタール以上であるダムの新築の事業	
	ロ	計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域（以下「湛水区域」という。）の面積（以下「湛水面積」という。）が100ヘクタール以上である堰の新築の事業	湛水面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満である堰の新築の事業
	ハ	改築後の湛水面積が100ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が50ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業	改築後の湛水面積が50ヘクタール以上であり、かつ湛水面積が25ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業（この項のハの第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
	ニ	100ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業	50ヘクタール以上100ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業
3	鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	イ	全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第4条第1項の建設線の建設（既設の同法附則第6項第1号の新幹線鉄道規格新線（以下「新幹線鉄道規格新線」という。）の区間について行うものを除く。）の事業
		ロ	全国新幹線鉄道整備法第2条に規定する新幹線鉄道（以下「新幹線鉄道」という。）に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。以下「鉄道施設の改良」という。）の事業
		ハ	新幹線鉄道規格新線の建設の事業
		ニ	新幹線鉄道規格新線に係る鉄道施設改良の事業

		ホ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（全国新幹線鉄道整備法附則第6項第2号の新幹線鉄道直通線（以下「新幹線鉄道直通線」という。）の建設を除く。）の事業（長さが10キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。）	普通鉄道の建設（新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（長さが5キロメートル以上10キロメートル未満である鉄道を設けるものに限る。）
		ヘ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業（改良に係る部分の長さが10キロメートル以上であるものに限る。）	普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業（改良に係る部分の長さが5キロメートル以上10キロメートル未満であるものに限る。）
		ト 軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。）の建設の事業（長さが10キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。）	新設軌道の建設の事業（長さが5キロメートル以上10キロメートル未満である軌道を設けるものに限る。）
		チ 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。以下「線路の改良」という。）の事業（改良に係る部分の長さが10キロメートル以上であるものに限る。）	新設軌道に係る線路の改良の事業（改良に係る部分の長さが5キロメートル以上10キロメートル未満であるものに限る。）
4	飛行場又はその施設の設置又は変更の事業	イ 飛行場及びその施設の設置の事業（長さが2500メートル以上である滑走路を設けるものに限る。）	飛行場及びその施設の設置の事業（長さが2500メートル未満である滑走路を設けるものとし、この項のイの第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
		ロ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが2500メートル以上であるものに限る。）	滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが2500メートル未満であるものとし、この項のロの第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）

		ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが2500メートル以上であり、かつ、滑走路を500メートル以上延長するものに限る。）	滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（滑走路を250メートル以上延長するものに限るものとし、この項のハの第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
5	発電所の設置又は変更の事業	イ 出力が3万キロワット以上である水力発電所の設置の事業	出力が1万5千キロワット以上3万キロワット未満である水力発電所の設置の事業
		ロ 出力が3万キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の事業	出力が1万5千キロワット以上3万キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の事業
		ハ 出力が15万キロワット以上である火力発電所の設置の事業	出力が7万5千キロワット以上15万キロワット未満である火力発電所の設置の事業
		ニ 出力が15万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更の事業	出力が7万5千キロワット以上15万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更の事業
		ホ 原子力発電所の設置の事業	
		ヘ 発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更の事業	
		ト 出力が1万キロワット以上である風力発電所の設置の事業	出力が5千キロワット以上1万キロワット未満である風力発電所の設置の事業
		チ 出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の事業	出力が5千キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の事業
		リ 太陽光発電所の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「太陽光発電所敷地等」という。）の面積が百ヘクタール以上である太陽光発電所の設置の事業	太陽光発電所敷地等の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満又は森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第3項に規定する国有林及び民有林（同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっているものに限る。）をいう。）の立木竹を伐採する区域（以下「森林伐採区域」という。）の面積が20ヘクタール以上である太陽光発電所の設置の事業（この項のリの第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
		ヌ 太陽光発電所敷地等の面積が100ヘクタール以上増加することとなる太陽光発電所の変更の事業	太陽光発電所敷地等の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満又は森林伐採区域の面積が20ヘクタール以上増加することとなる太陽光発電所の変更の事業（この項のヌの第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）

			除く。)
6	廃棄物処理施設の設置又は変更の事業	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設であって焼却施設であるもの（以下「ごみ焼却施設」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却施設であるもの（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（1日当たりの処理能力が200トン以上である焼却施設を設けるものに限る。）	
		ロ ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業（1日当たりの処理能力が200トン以上増加するものに限る。）	
		ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置の事業（1日当たりの処理能力が200キロリットル以上であるし尿処理施設を設けるものに限る。）	
		ニ し尿処理施設の規模の変更の事業（1日当たりの処理能力が200キロリットル以上増加するものに限る。）	
		ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。）	一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置の事業（埋立処分場所の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満であるものに限る。）

		ヘ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分場所の面積が30ヘクタール以上増加するものに限る。）	一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分場所の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満増加するものに限る。）
7	工場又は事業場の新築又は改築の事業	イ 使用される燃料の量（以下「燃料使用量」という。）が重油に換算して一時間当たり15キロリットル以上又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水（専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水を除く。以下「排水水」という。）の量が1日当たり1万立方メートル以上である工場又は事業場（製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。）の新築の事業	
		ロ 燃料使用量が重油に換算して1時間当たり15キロリットル以上又は排水水量が1日当たり1万立方メートル以上増加することとなる工場等の改築の事業	
8	下水道終末処理場の設置又は変更の事業	イ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号の終末処理場（以下「終末処理場」という。）の設置の事業（終末処理場の敷地の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	
		ロ 終末処理場の規模の変更の事業（終末処理場の敷地の面積が10ヘクタール以上増加するものに限る。）	
9	スポーツ又はレクリエーション施設の設置若しくは変更又はその用	イ ゴルフ場又はスキー場（以下「ゴルフ場等」という。）の設置の事業（ゴルフ場等の面積が100ヘクタール以上であるものに限るものとし、16の項の第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	ゴルフ場等の設置の事業（ゴルフ場等の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限るものとし、16の項の第3欄及び第4欄に掲げる要件に該当するものを除く。）

	地の造成の事業	ロ ゴルフ場等の規模の変更の事業（ゴルフ場等の面積が100ヘクタール以上増加するものに限るものとし、16の項の第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	ゴルフ場等の規模の変更の事業（ゴルフ場等の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満増加するものとし、16の項の第3欄及び第4欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
		ハ ゴルフ場等以外のスポーツ又はレクリエーション施設（以下「スポーツ施設」という。）の用地の造成の事業（スポーツ施設の用地（既設のスポーツ施設に係る部分を除く。以下「新設部分」という。）の面積が100ヘクタール以上であるものに限るものとし、16の項の第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	スポーツ施設の用地の造成の事業（新設部分の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限るものとし、16の項の第3欄及び第4欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
10	水面の埋立て又は干拓の事業	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立て又は干拓に係る区域（以下「埋立干拓区域」という。）の面積が50ヘクタールを超えるものに限る。）	公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立干拓区域の面積が15ヘクタール以上50ヘクタール以下であるものに限る。）
11	土地区画整理事業	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）である事業（施行地区の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。）	土地区画整理事業である事業（施行地区の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。）
12	住宅の用に供する一団の土地の造成事業	住宅の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「住宅団地」という。）の造成事業（住宅団地の面積が100ヘクタール以上であるものに限るものとし、16の項の第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	住宅団地の造成事業（住宅団地の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限るものとし、16の項の第3欄及び第4欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
13	流通業務施設の用に供する一団の	流通業務施設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地	流通業務団地の造成事業（流通業務団地の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限るもの

	土地の造成事業	として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「流通業務団地」という。）の造成事業（流通業務団地の面積が100ヘクタール以上であるものに限るものとし、16の項の第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	とし、16の項の第3欄及び第4欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
14	工場又は事業場の用に供する一団の土地の造成事業	工場等の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「工業団地」という。）の造成事業（工業団地の面積が100ヘクタール以上であるものに限るものとし、16の項の第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	工業団地の造成事業（工業団地の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限るものとし、16の項の第3欄及び第4欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
15	鉱物又は岩石の採取の事業	鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条に規定する鉱物（以下「鉱物」という。）の掘採又は採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石（以下「岩石」という。）の採取の事業（掘採又は採取に係る区域（以下「掘採等区域」という。）の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。）	鉱物の掘採又は岩石の採取の事業（掘採等区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。）
16	複合開発整備事業	ゴルフ場等の設置の事業、ゴルフ場等の規模の変更の事業、スポーツ施設の用地の造成の事業、住宅団地の造成事業、流通業務団地の造成事業又は工業団地の造成事業のうちいずれか二以上を併せ実施する一の事業（実施に係る区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。）	ゴルフ場等の設置の事業、ゴルフ場等の規模の変更の事業、スポーツ施設の用地の造成の事業、住宅団地の造成事業、流通業務団地の造成事業又は工業団地の造成事業のうちいずれか二以上を併せ実施する一の事業（実施に係る区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。）

別表第二（第29条関係）

項	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1	別表第一の1の 項のイからニま でに該当する対 象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		車線の数	車線の数が増加しないこと。
		設計速度	設計速度が増加しないこと。
2	別表第一の1の 項のホに該当す る対象事業	林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
3	別表第一の2の 項のイに該当す る対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
		コンクリートダム又はフィルダムの別	
4	別表第一の2の 項のロ又はハに 該当する対象事 業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20パーセント未満であること。
		固定堰又は可動堰の別	
5	別表第一の2の 項のニに該当す る対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
6	別表第一の3の 項のイからニま でに該当する対 象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
		本線路施設区域（別表第一の3の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から300メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
		本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
		鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において20キロメートル毎時を超えて増加しないこと。

7	別表第一の3の 項のホ又はヘに 該当する対象事 業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
		本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
		本線路の数	本線路の増設がないこと。
		鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
8	別表第一の3の 項のト又はチに 該当する対象事 業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
		本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
		本線路の数	本線路の増設がないこと。
		軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
9	別表第一の4の 項に該当する対 象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
		飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
10	別表第一の5の 項のイ又はロに 該当する対象事 業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
		ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
		堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
		ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
11	別表第一の5の 項のハ又はニに 該当する対象事 業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	

		燃料の種類	
		冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
12	別表第一の5の項のホ又はへに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
13	別表第一の5の項のト又はチに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
14	別表第一の5の項のリ又はヌに該当する対象事業	太陽光発電所敷地等の位置	新たに太陽光発電所敷地等となる部分の面積が修正前の太陽光発電所敷地等の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
		森林伐採区域の位置	新たに森林伐採区域となる部分の面積が修正前の森林伐採区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、8ヘクタール未満であること。
15	別表第一の6の項のイからニまでに該当する対象事業	処理能力	1日当たりの処理能力が20パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
16	別表第一の6の項のホ又はへに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
17	別表第一の7の	燃料使用量	重油に換算した一時間当たりの燃料使用量が20

	項に該当する対象事業		パーセント以上増加せず、又は修正後の当該燃料使用量が15キロリットル以上でないこと。
		排水水の量	1日当たりの排水水の量が20パーセント以上増加せず、又は修正後の当該排水水の量が1万立方メートル以上でないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
18	別表第一の8の項に該当する対象事業	終末処理場の敷地の位置	新たに終末処理場の敷地となる部分の面積が修正前の当該敷地の面積の20パーセント未満であること。
		放流水の量	1日当たりの放流水の量が20パーセント以上増加しないこと。
19	別表第一の9の項のイ又はロに該当する対象事業	ゴルフ場等の位置	新たにゴルフ場等となる部分の面積が修正前のゴルフ場等の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
20	別表第一の9の項のハに該当する対象事業	スポーツ施設の用地の位置	新たにスポーツ施設の用地となる部分の面積が修正前の当該用地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
21	別表第一の10の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。
22	別表第一の11の項に該当する対象事業	施行地区の位置	新たに施行地区となる部分の面積が修正前の施行地区の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
23	別表第一の12の項に該当する対象事業	住宅団地の位置	新たに住宅団地となる部分の面積が修正前の住宅団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
24	別表第一の13の項に該当する対象事業	流通業務団地の位置	新たに流通業務団地となる部分の面積が修正前の流通業務団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
25	別表第一の14の項に該当する対象事業	工業団地の位置	新たに工業団地となる部分の面積が修正前の工業団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
26	別表第一の15の項に該当する対象事業	掘採等区域の位置	新たに掘採等区域となる部分の面積が修正前の掘採等区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
27	別表第一の16の項に該当する対象事業	実施に係る区域の位置	新たに実施に係る区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。

別表第三（第36条関係）

項	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1	別表第一の1の 項のイからニま でに該当する対 象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		車線の数	車線の数が増加しないこと。
		設計速度	設計速度が増加しないこと。
		盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
		高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設その他道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」という。）の位置	変更前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
2	別表第一の1の 項のホに該当す る対象事業	林道の長さ	林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
		トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
3	別表第一の2の 項のイに該当す る対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
		コンクリートダム又はフィルダムの別	
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
4	別表第一の2の 項のロ又はハに	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10パーセント未満であること。

	該当する対象事業	固定堰又は可動堰の別	
		堰の位置	堰の両端のいずれかが500メートル以上移動しないこと。
5	別表第一の2の項のニに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
6	別表第一の3の項のイからニまでに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
		本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から300メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
		本線路の数	本線路の増設がないこと。
		鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において20キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
		運行される列車の本数	運行される列車の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
		盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
		車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
7	別表第一の3の項のホ又はヘに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
		本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
		本線路の数	本線路の増設がないこと。
		鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
		運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
		盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
		車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。

8	別表第一の3の 項のト又はチに 該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
		本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
		本線路の数	本線路の増設がないこと。
		軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
		運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
		盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1000メートル以上の区間において変更しないこと。
		車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
9	別表第一の4の 項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
		飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正等価騒音レベルが62デシベル以上となる区域をいう。以下同じ。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。
10	別表第一の5の 項のイ又はロに 該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
		ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
		堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。

		ダムのコンクリートダム 又はフィルダムの別	
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。
11	別表第一の5の 項のハ又はニに 該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		原動力についての汽力、 ガスタービン、内燃力又は これらを組み合わせた ものの別	
		燃料の種類	
		冷却方式についての冷却 塔、冷却池又はその他の ものの別	
		燃料使用量	年間の燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
		ばい煙の排出量	一時間当たりのばい煙の排出量が10パーセント以上増加しないこと。
		煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
		温排水の排出先の水面又は 水中の別	
		放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
12	別表第一の5の 項のホ又はヘに 該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		温排水の排出先の水面又は 水中の別	
		放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
13	別表第一の5の項 のト又はチに該当	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。

	する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
14	別表第一の5の項の リ又はヌに該当する対象事業	太陽光発電所敷地等の位置	新たに太陽光発電所敷地等となる部分の面積が変更前の太陽光発電所敷地等の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
		森林伐採区域の位置	新たに森林伐採区域となる部分の面積が変更前の森林伐採区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、8ヘクタール未満であること。
15	別表第一の6の項のイからニまでに該当する対象事業	処理能力	一日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
16	別表第一の6の項のホ又はヘに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
17	別表第一の7の項に該当する対象事業	燃料使用量	重油に換算した一時間当たりの燃料使用量が10パーセント以上増加せず、又は変更後の当該燃料使用量が15キロリットル以上でないこと。
		排出水の量	一日当たりの排出水の量が10パーセント以上増加せず、又は変更後の当該排出水の量が1万立方メートル以上でないこと。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
18	別表第一の8の項に該当する対象事業	終末処理場の敷地の位置	新たに終末処理場の敷地となる部分の面積が変更前の当該敷地の面積の10パーセント未満であること。

		放流水の量	1日当たりの放流水の量が10パーセント以上増加しないこと。
19	別表第一の9の 項のイ又はロに 該当する対象事 業	ゴルフ場等の位置	新たにゴルフ場等となる部分の面積が変更前の ゴルフ場等の面積の10パーセント未満であり、 かつ、20ヘクタール未満であること。
20	別表第一の9の 項のハに該当す る対象事業	スポーツ施設の用地の位 置	新たにスポーツ施設の用地となる部分の面積が 変更前の当該用地の面積の10パーセント未満で あり、かつ、20ヘクタール未満であること。
21	別表第一の10の 項に該当する対 象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前 の埋立干拓区域の面積の10パーセント未満であ ること。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上 離れた区域が新たに対象事業実施区域とならな いこと。
22	別表第一の11の 項に該当する対 象事業	施行地区の位置	新たに施行地区となる部分の面積が変更前の施 行地区の面積の10パーセント未満であり、かつ、 20ヘクタール未満であること。
		土地の利用計画における 工業の用、商業の用、住 宅の用又はその他の利用 目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積 が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上 増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこ と。
23	別表第一の12の 項に該当する対 象事業	住宅団地の位置	新たに住宅団地となる部分の面積が変更前の住 宅団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、 20ヘクタール未満であること。
24	別表第一の13の 項に該当する対 象事業	流通業務団地の位置	新たに流通業務団地となる部分の面積が変更前 の流通業務団地の面積の10パーセント未満であ り、かつ、20ヘクタール未満であること。
25	別表第一の14の 項に該当する対 象事業	工業団地の位置	新たに工業団地となる部分の面積が変更前の工 業団地の面積の10パーセント未満であり、かつ、 20ヘクタール未満であること。
26	別表第一の15の 項に該当する対 象事業	掘採等区域の位置	新たに掘採等区域となる部分の面積が変更前の 掘採等区域の面積の10パーセント未満であり、 かつ、20ヘクタール未満であること。
27	別表第一の16の 項に該当する対 象事業	実施に係る区域の位置	新たに実施に係る区域となる部分の面積が変更 前の当該区域の面積の10パーセント未満であり、 かつ、20ヘクタール未満であること。
		事業ごとの区域の面積	工業団地の造成事業に係る区域の面積が変更前 の当該区域の面積の20パーセント以上増加せず、 又は10ヘクタール以上増加しないこと。

別記様式（第44条、第50条関係）

（表）

第	号			
身	分	証	明	書
所 属				
職氏名				
上記の者は、山口県環境影響評価条例（平成10年山口県条例第37号）第33条第1項（第43条第7項において準用する場合も含む。）の規定により立入検査等をする職員であることを証明します。				
年	月	日	発行	
山口県知事				

（裏）

山口県環境影響評価条例抜粋

（立入検査等）

第33条 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、事業者等に対し、その着手した対象事業に関し報告させ、又はその職員に、当該対象事業の工事現場若しくは事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該対象事業の実施状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（第3項省略）

（法対象事業等に係る手続）

第43条 （第1項から第6項まで省略）

7 第9章第2節の規定は、実施に着手した法対象事業について準用する。

（後段省略）

（第8項省略）

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。